

乳幼児期のサービス

離乳食講座

問 健康課 ☎581-4111

離乳食の進め方の講座を毎月開催しています。

対象：ステップ1（1回食）5～6カ月児、ステップ2（2回食）7～8カ月児、ステップ3（3回食）9～12カ月児の保護者

申込み：日野市ホームページをご覧ください。

場所：生活・保健センター

内容：栄養士による離乳食の話

妊産婦サポート事業

問 子ども家庭支援センター ☎599-6670

支援員「ママサポさん」が訪問し、授乳・おむつの交換および沐浴の介助、家事支援を行います。

対象：市内在住の産前（母子健康手帳取得済みの妊婦）と産後（出産後1年未満の産婦）の市民。

利用回数：期間内合計60時間（産前は24時間）まで利用可能。

申込み：電話でNPO法人市民サポートセンター日野「高幡支所」へ。

《受付専用電話》599-7626

《受付時間》月～金曜日 9：00～16：30（祝日、年末年始は除く）

所在地：高幡1011 福祉支援センター内【12図D-2】

実施時間：月～土曜日（年末年始〈12月29日～1月3日〉・祝日は除く）8：00～19：00 1回
1時間以上4時間以内

費用：1時間あたり550円

※生活保護受給世帯・市都民税非課税世帯・中国残留邦人等世帯は免除となります。

詳細は子ども家庭支援センター（高幡）にお問い合わせください。

多胎児家庭サポーター助成事業

問 子ども家庭支援センター ☎599-6670

多胎児を妊娠中の方、生後3歳未満の多胎児を養育している方が、家事育児のサポートやアドバイ



子育てに関する制度

スを受けるために支払った費用に対し、その一部を助成します。

対 象：市内在住の母子健康手帳を取得済の多胎児を妊娠中の妊婦、3歳未満の多胎児を育児中の世帯市が定めるサービス提供協力者に費用を支払った方

助成内容：プランニング1回限り上限1,000円を助成

支援サービス利用時間1時間につき上限2,700円を助成

※妊産婦サポート事業との併用はできません。

※ご利用の際は、日野市ホームページのサービス提供協力者一覧より支援者を選び、直接お申し込みください

利用上限：1世帯につき上限 産前から1歳未満は160時間まで。

1歳以上2歳未満は120時間まで。2歳以上3歳未満は80時間まで。

助成申請：4～7月利用分は8月に、8～11月分は12月に、12～翌年3月利用分は4月にまとめて、必要書類を子ども家庭支援センターへ提出

※必要書類は日野市ホームページをご覧ください。

子育てに関する制度

多胎児家庭支援事業(移動費支援) 問 子ども家庭支援センター ☎843-3663

0～2歳までの多胎児家庭1世帯につき、タクシー移動などに利用できる『こども商品券』をプレゼントしています。

対 象：0歳、1歳、2歳の多胎児世帯

※詳細は0歳、1歳、2歳の誕生日の翌月にお送りする案内をご覧ください。

産後ケア事業 問 子ども家庭支援センター ☎843-3663

産後間もないお母さんがご自宅や施設で助産師のケアを受けるサービスです。詳細はお問い合わせください。

対 象：産後1年未満(通所型は施設により異なる、宿泊型4か月未満)の母子

時 間：【訪問型】2時間以内【通所型】6時間以内【宿泊型】医療機関が指定する時間

回 数：【訪問型・通所型】1日1回併せて7回まで(平日のみ)【宿泊型】1泊2日を3回まで(平日のみ)

申込み：子ども家庭支援センター母子保健係 窓口または電話

費 用：1回につき【訪問型】1,500円【通所型】3,000円【宿泊型】6,000円 ※減免制度あり。

4図 F-1



かなざわ助産院

東京都日野市多摩平4-1-1 201
JR中央線 豊田駅北口より徒歩8分
TEL/FAX 042-587-6055



出産

入院出産・自宅出産、赤ちゃんとお母さんのペースに合わせた出産をサポートします。産後はおいしい、体に優しいご飯を食べて体を休めましょう。

母乳・育児
相談

トラブル、悩みによりそい、あなたらしい育児ができるよう、サポートします。(他院出産の方もOK)

イベント

マタニティヨガ、マタニティ・産後のお灸の会、ベビー&産後ヨガ、わらべ歌、ゆっくりごはん(お料理教室)など。他院で出産された方も沢山参加しています。

産後
ケア

日野市委託事業として、産後ケアをやっていきます。育児・母乳相談・休息などご利用ください。HP御参照下さい。

産後家庭向け配食サービス

問 子ども家庭支援センター ☎599-6670

新生児を育てるお母さんを応援するため、おおむね産後2カ月以内の方に栄養バランスのとれた昼食のお弁当を配達します。

対象：市内在住のおおむね産後2カ月以内の方 ※期間については状況により応相談
必要な場合、同居する未就学児のお子さまも一緒に利用できます。

自己負担：1食 500円

申込み：日野市社会福祉協議会 ☎ 591-1567 ※出産前の申請も可能です。

産後おおむね2カ月間利用可 産後の大変な時期の子育てをサポートします。 期間延長は応相談。 	栄養バランスの取れた昼食 栄養士のたてた献立に基づいた昼食をお届けします。 
料金は1食500円 当日手作りのお弁当を見守りも兼ねてお届けします。 	同居の未就学のお子様もOK 同じ食事をお届けします。ご一緒にどうぞ！ 
安心の見守り 産後のお母さんと赤ちゃんの健康を見守ります。 	置き配にも対応 お届けした日のご都合に合わせてお申し出ください。 
産後すぐに利用できます 産後すぐに利用できるよう、妊婦安定期も手続きできます。 	ご自宅にいるまま手続きできます ご説明や手続きには、社協の担当女性相談員がご自宅に訪問します。 

子育てに関する制度

ファーストバースデーサポート事業

問 子育て課 ☎514-8636

1歳のお子さまをお育てのご家庭に、児童館にて育児アンケートを記載していただき、『こども商品券』をプレゼントしています。

対象：1歳児をお育てのご家庭

場所：市内児童館 (p.65参照)

※詳細は1歳を迎える誕生日の月末にお送りする案内をご覧ください。

医療費の助成・手当各種・支援 (令和5年4月現在)

医療費の助成

- ▶ **子どもの医療費助成** (子育て課 ☎514-8598)
対象年齢：義務教育終了の年度末まで
小学校入学前まで所得制限はありません。出生後申請してください。
- ▶ **高校生等の医療費助成** (子育て課 ☎514-8598)
対象年齢：15歳から18歳の高校生相当
要件：高校生等を監護する者もしくは、監護者がいない高校生等本人 (所得制限あり)
- ▶ **ひとり親家庭等の医療費助成** (子育て課 ☎514-8598)
対象年齢：18歳の年度末まで (所得制限あり)
要件：父または母がいない、父または母が重度の障害者である場合など
- ▶ **医療費公費負担** 次の疾患等に係る医療費を公費で負担しています。
健康課 (☎581-4111)
 - ① 養育医療 (未熟児医療)
要件：指定医療機関で医師が認めた方
 - ② 大気汚染に係る健康障害者に対する医療 (気管支ぜん息など)
- ▶ **障害福祉課** (☎514-8489)
 - ① 自立支援医療 (育成医療・精神通院医療)
 - ② 小児慢性特定疾病医療
 - ③ 難病等医療
 - ④ B型・C型ウイルス肝炎医療
 - ⑤ 小児精神入院医療
 - ⑥ 心身障害者医療
- ▶ **南多摩保健所** (☎042-371-7661)
 - ① 結核医療費助成および療育給付
- ▶ **保健指導票の交付** (子ども家庭支援センター ☎843-3663)
要件：生活保護世帯または市・都民税非課税世帯の妊婦・乳幼児



指定医療機関での診察、検査、保健指導が一部無料。

児童手当各種

- ▶ **児童手当** (子育て課 ☎514-8598)
対象年齢：15歳の年度末まで (所得制限あり)
- ▶ **児童育成手当** (育成手当) (子育て課 ☎514-8598)
対象年齢：18歳の年度末まで (所得制限あり)
要件：父または母がいない、父または母が重度の障害者である場合等
- ▶ **児童育成手当** (障害手当) (子育て課 ☎514-8598)
対象：一定の障害を有する20歳未満の児童を扶養している方 (所得制限あり)
- ▶ **児童扶養手当** (子育て課 ☎514-8598)
対象年齢：18歳の年度末まで (所得制限あり)
要件：父または母がいない、父または母が重度の障害者である場合等
- ▶ **特別児童扶養手当** (障害福祉課 ☎514-8485)
対象：一定の障害を有する20歳未満の児童を監護・養育している方 (所得制限あり)
- ▶ **障害児福祉手当** (障害福祉課 ☎514-8485)
対象：常時特別の介護が必要な重度の障害を有する20歳未満の方 (所得制限あり)
- ▶ **心身障害者(児)福祉手当** (障害福祉課 ☎514-8485)
対象：身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの20歳未満の方ほか
詳細はお問い合わせください。

ひとり親の方向けのサービス

問 子育て課 ☎514-8598

- ▶ **ひとり親家庭ホームヘルプサービス**
要件：日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣して、日常生活の世話など必要なサービスを行います。



子育てに関する制度

障害児向けのサービス

(対象・利用条件・利用料等についてはお問い合わせください)

問 障害福祉課 ☎514-8489

▶ 日中一時支援

要件：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている方が、日中、一時的に障害者支援施設などを利用できるサービスです。

▶ 在宅一時保護

要件：愛の手帳もしくは身体障害者手帳1、2級をお持ちの方が、登録した介護人に介護を依頼した場合、介護人に対して所定の介護料を支払います。

▶ 短期入所（ショートステイ）

要件：障害児を介護している介護者が、疾病その他の理由により居宅において介護をすることが困難な場合に、障害者支援施設などを利用できるサービスです。（宿泊を伴うショートステイ）

▶ 児童発達支援

要件：未就学の障害児（準ずる児童を含む）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

▶ 医療型児童発達支援

要件：肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導など必要な支援および治療を行います。

▶ 居宅訪問型児童発達支援

要件：外出することが著しく困難と認められる児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導など必要な支援を行います。

▶ 放課後等デイサービス

要件：就学中の障害児（準ずる児童を含む）に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

▶ 保育所等訪問支援

要件：障害児（準ずる児童を含む）に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

▶ 中等度難聴児補聴器購入費助成制度

要件：身体障害者手帳の対象にならない、中等度難聴（両耳の聴力レベルがおおむね30デシベ

福祉

エリアマップ3図 B-2

いつまでも暮らしたいまちをつくる
訪問マッサージふれあい



訪問マッサージふれあいはマル子・マル障の医療助成を適用してのマッサージケアが可能です。関節を動かしたり、筋肉の柔軟性を保ったり、ご自宅に訪問しての施術となります。また、美容院への外出がむずかしい子どもたちへ、出張の美容もしています。

- 日野市日野1577 日野宿山屋敷住宅南七番館1階
- TEL:042-583-8158
- FAX:042-583-8194
- 営業時間／9:00～18:00
- 定休日／日曜・年末年始

ル以上) の18歳未満のお子さまに、補聴器購入費の一部を助成します。

▶ 移動支援

要件：身体障害者手帳のうち視覚障害または下肢・体幹機能障害もしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害）の方、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方または自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている方が外出時に支援を受けられるサービスです。

▶ 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

要件：在宅の重症心身障害児（者）の居宅に療育サービスを提供のため看護師などを派遣し、本人の健康保持およびその家族等の福祉の向上を図ります。

▶ 身体障害者在宅入浴サービス

要件：居宅での入浴が困難な身体障害児（者）に対して、居宅を訪問し必要な入浴支援を行います。

生活にお困りの方へ



生活保護

問 生活福祉課 ☎514-8479

※生活保護のご相談は、セーフティネットコールセンター☎514-8574へ

生活保護は、さまざまな理由により収入が減少したり、途絶えたりしたため、生活に困窮したときに、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を支援することを目的としています。国が定める保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の資産や収入とを比べ、それらが最低生活費を下回る場合、最低生活費の不足分について保護を行います。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。



食に関する支援

★ 日野市フードパントリー

経済的事情などにより、支援を必要とする個人・世帯に対し直接食品などを提供する中で、生活上



子育てに関する制度

の困りごとがある方を適切な相談機関につなぐ活動です。

※受取場所などの詳細は市ホームページをご覧ください



女性への支援

問 セーフティネットコールセンター ☎514-8542

★生理用品の無償配布

経済的な理由など、さまざまな理由で生理用品のご用意が難しい方へ生理用品をお渡ししています。

※受取場所などの詳細は市ホームページをご覧ください



受験生チャレンジ支援貸付事業

問 セーフティネットコールセンター ☎581-3812

中学3年生、高校3年生またはそれらに準じる方（高校・大学等中途退学者、浪人生等）の学習塾等受講料や受験料の貸付を無利子で行う事業です。

○貸付を受けた方が高校、大学等へ入学された場合、返済が免除されます。

貸付内容：(ア) 学習塾等受講料貸付金…20万円まで

(イ) 受験料貸付金…中学3年生は2万7,400円まで、高校3年生等は8万円まで

対象要件：次のすべてに該当する方

- (1) 世帯の生計中心者（18歳以上）であること
- (2) 前年の世帯（父母等養育費）の総収入または合計所得金額が一定基準以下（家計状況が急変した世帯も含む）
- (3) 預貯金等資産の保有額が600万円以下
- (4) 土地・建物を所有していない（現在住んでいる場所の土地・建物は除く）
- (5) 都内に引き続き1年以上住民登録していること
- (6) 生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと
- (7) 暴力団員が属する世帯の構成員でないこと

申請期間：4月～翌年1月

※申請には、世帯状況に沿って必要な書類をご用意いただくこととなります。事前にご相談ください。

